

厚木市文化会館改修事業 事業契約書（案） 新旧対照表

頁	項目	令和4年6月8日修正版	令和4年9月12日修正版
15	第36条 契約不適合責任	(契約不適合) 第36条（第1項 略） 2 (略)ただし、その契約不適合が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合、又は構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合には、 <u>当該請求を行うことのできる期間は10年とする。</u> (略)	(契約不適合 責任) 第36条（第1項 略） 2 (略)ただし、その契約不適合が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合、又は構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合には、 <u>当該請求を行うことのできる期間は、市が契約不適合を知った日から5年又は本件施設の引渡しから10年のいづれか早く到来する日までとする。</u> (略)
49	別紙5 サービス対価の構成及び改定方法等 3 サービス対価について	(1)設計・改修業務に係る対価(サービス対価A) 本件施設の設計・改修業務に係る対価として、(略)事業者が事業提案書において提案した金額に基づいた金額を支払う。	(1)設計・改修業務に係る対価(サービス対価A) 本件施設の設計・改修業務に係る対価として、(略)事業者が事業提案書において提案した金額に基づいた金額を支払う。 <u>なお、サービス対価A全体に係る消費税及び地方消費税については、サービス対価Aのうち市が工事対象物等の引渡し後に一括にて支払う一時金(一般単独事業債にて市が調達する部分)の支払時に、当該一時金と合せて支払う。</u>
50	同上	(1)設計・改修業務に係る対価(サービス対価A) イ 算定方法等 その他 ア 割賦元金(『設計・改修に係る費用』+『その他費用』)に <u>消費税及び地方消費税を加算した額</u> 、割賦元金を41回で元利均等計算した支払元金の合計額に消費税及び地方消費税を加算した額を一致させる。 イ 元利均等計算した1回当たりの支払元金、支払金利、 <u>消費税及び地方消費税</u> の各支払額に一円未満の端数が生じた場合、各支払額の端数金額を切り捨てる。割賦元金につき、元利均等計算した各回の支払額が一致しない場合、支払元金の支払額をもって調整し、各回の支払額を一致させる。 ウ 割賦元金、 <u>消費税及び地方消費税のそれぞれ</u> につき、アの額とイの合計額に不一致が生じた場合、最終回の支払額に当該不一致額を合算する。	(1)設計・改修業務に係る対価(サービス対価A) イ 算定方法等 その他 ア 割賦元金『設計・改修に係る費用』+『その他費用』と、割賦元金を41回で元利均等計算した支払元金の合計額を一致させる。 イ 元利均等計算した1回当たりの支払元金、支払金利の各支払額に一円未満の端数が生じた場合、各支払額の端数金額を切り捨てる。割賦元金につき、元利均等計算した各回の支払額が一致しない場合、支払元金の支払額をもって調整し、各回の支払額を一致させる。 ウ 割賦元金につき、アの額とイの合計額に不一致が生じた場合、最終回の支払額に当該不一致額を合算する。

頁	項目	令和4年6月8日修正版	令和4年9月12日修正版
54	別紙5 サービス対価の構成及び改定方法等 4 サービス対価の改定	<p>(1) サービス対価A(割賦払い)の改定 ア 物価変動による改定</p> <p><u>(イ) 基準となる指標</u> <u>改定する際の基準となる指標、物価変動の基準となる指標は、「建設物価」(財団法人建設物価調査会発行)の建築費指数における「都市別指標(神奈川):構造別平均SRC」の「建築」「設備」を指標とする。</u></p> <p><u>(ロ) 改定方法</u></p> <p>i) <u>本件施設の着工時点</u> <u>契約締結日の属する月の指標値と本件施設の着工日の属する月の指標値を比較し、1.5%を超える物価変動がある場合は、市及び事業者は、物価変動に基づく改定の申し入れを行なうことができる。改定を行なう場合の方法は次のとおりとする。</u></p> <p><u>[A]:事業契約書に記載されたサービス対価Aのうち直接工事施工に必要となる経費</u></p> <p><u>[B]:本件施設の着工日のサービス対価Aのうち、直接工事施工に必要となる経費</u></p> <p><u>〔改定率a〕:本件施設の着工日の属する月の指標値(確定値)/本契約締結日の属する月の指標値(確定日)なお改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>改定後の建設費用「B」を求めるための計算式は、次のとおりである。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> $B = (A \times \text{改定率a})$ </div> <p>ii) <u>契約締結日から12カ月経過時点</u></p> <p>(a) <u>市又は事業者は、工期内で契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動によりサービス対価Aが不適当となったと認めたときは、相手方に対して物価変動に基づく改定を申し入れができる。</u></p> <p>(b) <u>市又は事業者は、賃金水準又は物価水準の変動によるサービス対価Aの改定の申し入れがあったときは、改定前残工事代額相当額のサービス対価A(当初のサービス対価Aから当該請求時の出来形部分に相応するサービス対価Aを控除し</u></p>	<p>(1) サービス対価A(割賦払い)の改定 ア 物価変動による改定</p> <p><u>(イ) 改定方法</u></p> <p>i) <u>市及び事業者は、改修間内で事業契約締結の日から設計業務の完了日(設計業務完了届を市に提出し市の完了確認を得た日)を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動によりサービス対価Aが不適当となったと認めたときは、相手方に対してサービス対価の変更を請求することができ、市又は事業者は、相手方から請求があったときは、請求に応じなければならない。ただし、残工期(引渡しの日までの期間をいう。以下同じ。)が2ヶ月未満である場合は、請求することができないものとする。</u></p> <p>ii) <u>サービス対価の改定方法は、改定前工事費等(本契約に定められたサービス対価Aから、割賦金利及び(ウ)(a)の基準日における出来形(工事の着手や資材の発注等が行われた既済部分をいう。以下同じ。)の額を控除した額をいう。以下同じ。)と改定後工事費等(以下(iii))により算出した改定前工事費等に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち改定前工事費等の1,000分の15を超える額(以下、「改定増減額」という。)について、サービス対価Aから市が工事対象物等の引渡し後に一括にて支払う一時金を控除した割賦元金に加算し、これに基づき割賦金利を再算定した割賦元利支払額の改定額を定めるものとする。なお、一時金の改定は行わない。</u></p> <p>iii) <u>サービス対価の改定手続きは、次に示すとおりとする。</u></p> <p>(a) <u>i)の規定に基づく請求のあった日を基準日とする。</u></p> <p>(b) <u>市は、基準日から14日以内に出来形を確認し、改定前工事費等を定め、事業者に通知する。事業者は、市が行う出来形の確認に際し、必要な協力をするものとする。</u></p> <p>(c) <u>改定増減額については、入札日と基準日との間の物価指数に基づき、以下の計算式により算定する。</u></p> $A = a \times B - B \times 15/1,000 \quad (a > 0 \text{ のとき})$ $= a \times B + B \times 15/1,000 \quad (a < 0 \text{ のとき})$ <p><u>A :改定増減額(割賦元金の増減額)</u></p>

項目	令和4年6月8日修正版	令和4年9月12日修正版
	<p><u>た額をいう。)と変動後残工事代金額相当額のサービス対価A(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。)との差額のうち変動前残工事代金額相当額のサービス対価Aの1000分の15を超える額につき、サービス対価Aの改定に応じる。</u></p> <p>iii)特別な要因・事情による変更</p> <p>(a) 特別な要因により改修工事期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、サービス対価Aが不適当となったときは、市又は事業者は、上記によるほか、サービス対価Aの改定を申し入れることができる。</p> <p>(b) 予期することのできない特別の事情により、改修工事期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、サービス対価Aが著しく不適当となったときは、市又は事業者は、上記にかかわらず、サービス対価Aの改定を申し入れることができる。</p> <p><u>イ 金利変動による改定</u> <u>建設期間中の金利変動にともなうサービス対価Aの改定について</u> <u>は、上記3(1)イを参照のこと。</u></p>	<p><u>B :変動前残工事費</u> <u>α :改定率</u></p> $\alpha = \frac{\text{基準日の指数}}{\text{入札日の指数}} - 1$ <p>※ <u>α は小数点以下第4位を切り捨てるものとし、α の絶対値が15/1,000に満たない場合は、改定を行わない。</u></p> <p>(d) 改定率の算定に用いる指標は、建設物価(一般財団法人建設物価調査会) : 建設費指数[詳細は事業者との協議により決定]とし、入札日及び基準日の属する月の確報値とする。(c)の算定は、基準日に属する月の指数の確報値が公表された時点で行うものとする。</p> <p>(e) i)に規定する「国内における賃金水準や物価水準の変動によりサービス対価Aが不適当となったと認めたとき」とは、(d)に示す入札日の指数と当該時点に属する月の指数(この場合の指数は、直近の速報値とする)の比(上記(c)の α に相当する率)の絶対値が 1,000 分の 15 を超えるときをいう。</p> <p>(f) 設計期間及び対象施設の建設期間中に、指数の基準年が改定された場合は、改定後の基準年に基づく指数により計算を行うものとする。</p> <p>iv) 上記 i)の規定による請求は、本規定によりサービス対価の変更を行った後、再度行うことができる。この場合、上記 i)～iii)において「事業契約締結の日」及び「入札日」とあるのは、「直前の本条項の規定に基づくサービス対価変更の基準日」、「設計業務の完了日(設計業務完了届を市に提出し市の完了確認を得た日)」とあるのは「12ヶ月」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(g) 特別な要因・事情による変更</p> <p>i) 特別な要因により改修工事期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、サービス対価Aが不適当となつた</p>

項目	令和4年6月8日修正版	令和4年9月12日修正版
		<p>ときは、市又は事業者は、上記によるほか、サービス対価Aの改定を申し入れることができる。</p> <p>ii) 予期することのできない特別の事情により、改修工事期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、サービス対価Aが著しく不適当となったときは、市又は事業者は、上記にかかわらず、サービス対価Aの改定を申し入れることができる。</p>